

令和6事業年度事業計画

令和6事業年度において、当機構は、小型船舶の検査、小型船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出量確認及び小型船舶の登録に関する国の代行機関としての重要な役割を十分認識し、引き続き、業務の実効性の向上と効率的な実施の両立に努めるとともに、小型船舶の安全確保、小型船舶に起因する海洋汚染等の防止及び小型船舶を利用した諸活動の健全な発達に寄与するため、以下の事業を実施するものとする。

1. 業務の実効性の向上と効率的な実施の両立

令和5年度末までの業務改善集中期間における取り組みにより、安全確保のための検査という意識を徹底するとともに、確実な旅客船検査のための旅客船検査員認定制度や支部間連携による検査実効性向上と業務効率化の両立のための管区ブロック制度を導入したところ。令和6年度はこれらの取り組みを一層推進することとし、とりわけ、旅客船検査員認定者を増やすとともに、管区ブロック制度が有効に機能するよう取り組むことに重点を置く。また、検査の執行状況を監視し、小型船舶の安全確保の視点で業務を改善し続けるPDCAサイクルを実現するよう品質管理システムの再構築を行う。

2. 国の代行機関としての業務

国の代行機関として、船舶安全法第25条の27に規定される業務を確実に遂行する。具体的には、次のとおり。

(1) 検査検定業務

① 検査検定等の業務

- (ア) 定期検査及び中間検査
- (イ) 臨時検査及び臨時航行検査
- (ウ) 予備検査
- (エ) 検定
- (オ) 準備検査
- (カ) 標準適合検査
- (キ) 性能鑑定
- (ク) 船舶検査証書の書換・再交付等
- (ケ) 船舶情報等の提供

② 検査検定等の業務の確実で円滑な遂行のための業務

- (ア) 検査検定業務の実施方法の策定
- (イ) 検査検定業務の内部監査及び監査結果等に基づく業務方法の見直し
- (ウ) 研修や指導を含む職員の技量向上

③ 検査検定業務に係る調査、企画等の業務

(2) 原動機放出量確認等業務

① 原動機放出量確認等の業務

(ア) 原動機からの窒素酸化物の放出量の確認

(イ) 原動機取扱手引書の承認

(ウ) 国際大気汚染防止原動機証書の交付・書換等

(エ) 原動機放出量確認等に係る情報の提供

② 原動機放出量確認等の業務の確実で円滑な遂行のための業務

(ア) 原動機放出量確認等の業務の実施方法の策定

(イ) 原動機放出量確認等の業務の内部監査及び監査結果等に基づく実施方法の見直し

(ウ) 研修や指導を含む職員の技量向上

③ 原動機放出量確認等の業務に係る調査、企画等の業務

(3) 登録測度業務

① 登録測度等の業務

(ア) 新規登録

(イ) 変更登録、移転登録、抹消登録その他の登録

(ウ) 総トン数の測度

(エ) 登録事項証明書等の交付

(オ) 現存船等への船体識別番号の打刻

(カ) 船舶番号用県名ステッカーの提供

(キ) 登録情報等の提供

② 登録測度等の業務の確実で円滑な遂行のための業務

(ア) 登録測度の業務の実施方法の策定

(イ) 登録測度事務の内部監査及び監査結果等に基づく実施方法の見直し

(ウ) 研修や指導を含む職員の技量向上

③ 登録事務支援センターの活用の促進

④ 登録測度業務に係る調査、企画等の業務

(4) 調査、試験及び研究等の業務

① ミニボートの安全利用・促進方策に関する調査研究（継続）

② 小型船舶に係る国際規制の取入れに関する調査研究（継続）

③ 上記の他、社会的要請により緊急に対応が必要な調査研究